国土交通省近畿運輸局

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

問い合わせ先
（所属）自動車交通部　旅客第二課
（担当）野　村　・　藤　田
（電話）０６-６９４９-６４４６

令和８年１１月２０日

タクシー運賃改定実施に伴う労働条件の改善状況の調査結果について（京都市域地区、滋賀地区）

京都市域地区におけるタクシー運賃の改定は、令和７年８月６日に実施され、運賃改定後のタクシー運転者の労働条件の改善状況について、令和８年１０月１３日に一般社団法人京都府タクシー協会が取りまとめ結果を公表しました。

また、滋賀地区におけるタクシー運賃の改定は、令和７年９月１２日に実施され、運賃改定後のタクシー運転者の労働条件の改善状況について、令和８年９月１日に一般社団法人滋賀県タクシー協会が取りまとめ結果を公表しました。

この結果を踏まえ、当局及び運輸支局において、運賃改定による運転者賃金の改善が一定の改善状況に達していない事業者を対象に調査を行いましたので、その調査結果を別紙のとおりお知らせいたします。

配布先
陸運記者会（ハイタク部会）

別　紙

タクシー運賃改定実施による労働条件の改善状況の調査結果

１．調査の概要

運賃改定後のタクシー運転者の労働条件の改善が一定の改善状況に達していないと認められる下記①、②に該当する事業者を対象にヒアリング調査を行いました。

①改定による賃金改善率０％未満の事業者（一般運転者一人平均）

②営業収入に占める賃金支給率が２％以上減少した事業者（全運転者）

※なお、①のうち営業収入（運転者一人当たりの営業収入）が対前年同期比で減少したことにより、運転者賃金が対前年同期比で低下した事業者はヒアリング調査から除外。

本調査は、運賃改定時に、（一社）京都府タクシー協会、（一社）滋賀県タクシー協会に対して通達した、労働条件の改善状況を確認するためのものです。

通達一部抜粋

１．運賃改定に伴う運転者の労働条件の改善等について

今回の公定幅運賃変更要請（運賃改定申請）においては、運転者の労働条件の改善が主要な理由のひとつとしてあげられていることを踏まえ、タクシーサービスの質を維持するためには運転者の労働条件について一定の水準を確保することが必要であることを勘案し、実績における運送収入に対する運転者人件費の割合（歩合率）を維持したうえ、健全な経営が成立する水準の運賃を設定するという考え方に基づき査定を行ったところであり、運賃改定実施後においては次の事項について適切に改善措置を講じること。

（１）運賃改定実施後において、上記の考え方に則って、歩合率を維持させること等により、各事業者において、適切に運転者の労働条件の改善措置を講ずること。

その際、運賃の障害者割引など事業に要する経費を運転者に負担させる慣行がある場合には、見直しを図るよう留意すること。

（２）運賃改定実施後、運転者の労働条件改善についての考え方を利用者に対して積極的に表明すること。

（３）運賃改定実施後の然るべき時期において、運転者の労働条件の改善状況について、自主的にその実績を公表すること。

その際、賃金水準のみならず、実質的な労働者負担の軽減や手当て類の創設、車いす利用者・訪日外国人旅客等への対応に係る運転者の研修等これに関連して講じた措置についても併せて公表すること。

なお、上記による改善状況の公表の結果が運賃改定の趣旨を逸脱すると認められるときには、その事実関係を公表するとともに、必要な指導等を行うこととしているので了知されたい。

２．調査対象事業者及び調査結果

【京都市域地区】

京都府京都市（ただし、平成１７年４月１日に編入された旧北桑田郡京北町の区域を除く。）向日市 長岡京市 宇治市 八幡市 城陽市 京田辺市 木津川市 乙訓郡 久世郡 綴喜郡 相楽郡

運賃改定をした事業者	６０社
・改善が確認された事業者	４４社
・１．の①②に該当	１４社
うち１．の①にのみ該当	３社
うち１．の②にのみ該当	５社
うち１．の①と②両方に該当	６社
・その他	２社
調査対象事業者	１０社

（１４社中４社は、１．※の理由により調査対象から除外）

調査結果

調査対象事業者１０社に対しては、事業者ヒアリングを実施し、背景・事情を個別に調査しました。その結果、以下の通りやむを得ない事由であったことを確認したため、改善を講じる必要があるとして指導を行うには至りませんでした。

（一定の改善状況に達していない主な事由）

- 累進歩合制度の廃止によるもの
- 日車営収が多かった乗務員の退職増加と未経験者新人の採用が重なったことによるもの
- 正社員を減らし、定時制乗務員を増加させたことによる労働時間の減少によるもの
- 乗務員の高齢化による体調不良での欠勤増加および需要の減少によるもの
- 労使協定に定める労働時間の上限近くまで乗務していた乗務員の労働時間を削減したことによるもの

【滋賀地区】

滋賀県

運賃改定をした事業者	２５社
・改善が確認された事業者	１１社
・１．の①②に該当	１２社
うち１．の①にのみ該当	３社
うち１．の②にのみ該当	７社
うち１．の①と②両方に該当	２社
・その他	２社
調査対象事業者	９社

（１２社中３社は、１．※の理由により調査対象から除外）

調査結果

調査対象事業者９社に対しては、事業者ヒアリングを実施し、背景・事情を個別に調査しました。その結果、以下の通りやむを得ない事由であったことを確認したため、改善を講じる必要があるとして指導を行うには至りませんでした。

(一定の改善状況に達していない主な事由)

・運賃改定時に労使同意のもとで行われた労働条件の変更によるもの
・高齢乗務員の増加による労働時間の減少によるもの
・運賃改定以前よりも昼勤乗務員が増加し、営業収入が減少したことによるもの

参考

【用語について】

〇賃金改善率

（算式）

一般運転者に係る

運賃改定実施後６ヶ月間の運転者一人平均給与月額

―――――――――――――――――――――――――――― × １００ － １００

一般運転者に係る前年同期の運転者一人平均給与月額

〇賃金支給率

全運転者に係る　　全運転者に係る

運賃改定実施後６ヶ月間の賃金支給総額　　前年同期の賃金支給総額

―――――――――――――――――――― ÷ ―――――――――――――― × １００

同時期の営業収入　　同時期の営業収入

〇一般運転者

定時制・嘱託運転者等を除く一般的な乗務体制の運転者